神川町観光振興事業補助金交付要綱

（目的）

1. この要綱は、地域の自然や景観、歴史、文化、産業その他の豊かな観光資源を積極的に活用し、観光振興の効果が期待できる事業（以下「観光振興事業」という。）を実施する際に、経費の一部を町が補助することによって、町内観光の振興を図ることを目的とする。

２　前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、神川町補助金等の交付手続き等に関する規則（平成18年神川町規則第51号。）の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条 補助金の交付を受けることができる者は、本町に居住、又は勤務する５人以上の者で構成され、かつ、その活動の拠点が町内にある団体とする。ただし、次に掲げる団体は除く。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とする団体

(2) 神川町暴力団排除条例（平成24年神川町条例第16号。）に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が所属する団体

(3) その他補助金の交付が適当でない団体

(補助事業等)

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1. 観光客を誘致し、町の魅力を高める事業であること。
2. 新たに実施する事業又は既存の事業を発展させたものであること。
3. 政治活動又は宗教活動でないこと及び営利を目的としないこと。
4. 補助金の交付を受けようとする年度内に完了すること。

２　補助事業、補助事業に要する経費（以下「対象経費」という。）、補助金の交付に係る補助率及び補助限度額は、別表１のとおりとし、毎年度予算の範囲内において補助する。

３　補助金の交付額は、別表に掲げる補助事業ごとの対象経費に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

４ 同一の団体に対する補助金の交付は、年度内で１回限りとする。

（補助対象経費）

第４条　補助事業の対象となる経費は、別表２のとおりとする。

２　補助を受ける団体が国、県又は町から補助を受けているときは、補助対象経費から当該補助に係る金額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の交付申請）

第５条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、神川町観光振興事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げるものを添えて町長に提出しなければならない。

1. 事業企画書（様式第２号）
2. 予算書（様式第３号）
3. 団体概要書（様式第４号）

２ 前項の申請に当たっては、団体の規約、役員名簿その他町長が必要と認める資料を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の条件）

第７条 町長は、前条の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

（決定の通知）

第８条 町長は、第６条の規定に基づき補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、神川町観光振興事業補助金交付決定通知書（様式第５号）により団体に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第９条 団体は、前条の規定による通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領後指定する期日までに、申請を取り下げることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第１０条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（承認事項）

第１１条 団体は、補助事業を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。ただし、変更の場合にあって、その変更内容が軽微なものであるときは、この限りでない。

（事故報告等）

第１２条 団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理由その他必要な事項を書面により町長に報告しなければならない。

２ 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、その理由等を調査し、速やかに団体にその措置について適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第１３条　団体は、町長の要求があったときは、補助事業遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で町長に報告しなければならない。

（実績報告書）

第１４条　団体は、補助事業の終了後３０日以内に次に掲げる書類を添えて、神川町観光振興事業補助金実績報告書（様式第６号）により町長に報告するものとする。

(1)　決算書(様式第７号)

(2)　対象経費分についての領収書

(3)　その他町長が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第１５条　町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、神川町観光振興事業補助金確定通知書(様式第８号)により、団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第１６条　団体は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定による補助金額の確定後、町長に、神川町観光振興事業補助金請求書(様式第９号)を速やかに提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、団体は町長が認める場合に、前条の規定による補助金の交付額の確定前に補助金の支払について概算払請求することができる。

3　町長は、前2項の規定による請求があったときは、関係書類を審査の上、補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第１７条 町長は、第１５条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを団体に対して命じることができる。

（決定の取消し）

第１８条 町長は、団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　補助事業を実施しなかったとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

２ 前項の規定は、第１５条の規定による補助金の額の確定通知があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第１９条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

２ 前項の規定は、第１６条第２項の規定により概算払により支払った補助金の額が第１５条の規定により確定した補助金を超える場合について準用する。

（関係書類及び帳簿の整理保管）

第２０条 団体は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他関係書類を、補助事業の実施日の属する会計年度終了後５年間整理保管しなければならない。

（委任）

第２１条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布日から施行する。

別表１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業 | 対象経費 | 補助率 | 補助  限度額 |
| 地域観光振興事業 | 観光案内及び観光情報の提供に  要する経費であって、町長が必  要と認めるもの | ２分の１  以内 | ５０万円 |
| 観光資源の発掘及び観光地の環  境美化に要する経費であって、  町長が必要と認めるもの |
| 観光資源の調査、研究、保全及  び開発に要する経費であって、  町長が必要と認めるもの |
| 町民、町内事業者等の観光振興  に対する気運を醸成するための  研修会の実施等に関する事業 |
| 観光イベント事業 | 観光客を町内に呼び込むための  イベント実施に要する経費であ  って、町長が必要と認めるもの |
| 観光宣伝事業 | 観光資源の宣伝及び紹介並びに  観光客の誘致に要する経費であ  って、町長が必要と認めるもの |
| 観光土産品等開発事業 | 観光土産品等の開発又は改良事業に要する経費であって、町長が必要と認めるもの |
| その他観光振興関連事業 | 上記以外の観光振興事業に要す  る経費であって、町長が特に必  要と認めるもの |

別表２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 科目 | 主な内容 |
| 報償費 | 講師や協力者への謝礼等 |
| 交通費 | 事業に伴う事務連絡等に要した交通費（宿泊を伴うものを除く。） |
| 消耗品費 | 文具、用紙などの消耗してしまうもの |
| 印刷製本費 | チラシ・ポスター・プログラムの印刷、写真の焼付け |
| 光熱水費 | 仮設電源などで事業の実施に必要なもの |
| 通信運搬費 | 郵便料、電話料等 |
| 保険料 | 行事保険料、ボランティア保険料等 |
| 委託料 | 看板作成料、会場設営料等 |
| 使用料 | 施設使用料等 |
| 賃借料 | 機器借上料、駐車場借上料、自動車借上料等 |
| その他これらに類する経費 | 町長が必要と認めるもの |

備考

団体の運営に必要な経費及び、人件費、交際費、慶弔費、飲食費、視察研修費、宿泊研修費、積立金、負担金等、助成金、大会賞品費、その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費は対象外です。